

○東京海洋大学海洋工学部における他の大学等における授業科目の履修に関する取扱要領

(趣旨)

第1 東京海洋大学学則第34条の規定に基づき、他大学等における授業科目の履修の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(単位を認定する学修)

第2 海洋工学部における授業科目の履修とみなして単位を認定する学修は、次のとおりとする。

- ① 単位互換に関する協定に基づく東京農工大学における学修
- ② 学生交流協定に基づく海外の大学における学修

(単位を認定する科目等)

第3 単位を認定する授業科目及び成績の評価は、次のとおりとする。

①東京農工大学における学修

東京農工大学との単位互換協定により特別聴講学生として、提供された講義を受講し単位を修得すれば、専門科目の選択科目として認定するものとし、成績の評価は東京海洋大学海洋工学部履修規則（以下「履修規則」という。）第15条の規定にかかわらず「認」をもって表すものとする。

ただし、卒業要件に算入する単位数は6単位を限度とする。

②学生交流協定に基づく海外の大学における学修

(ア)留学前に承認を得た専門教育科目

承認を得た専門科目として認定するものとし、成績の評価は履修規則第15条の規定にかかわらず「認」をもって表すものとする。

(イ)派遣大学で修得した本学で開講していない外国語

本学部で開講していない外国語の単位を修得すれば、総合科目の外国語系科目として2単位を限度として認定するものとし、成績の評価は履修規則第15条の規定にかかわらず「認」をもって表すものとする。

ただし、卒業要件に算入する単位数は(ア)及び(イ)で6単位を限度とする。

(単位の認定)

第4 単位の認定は、教務委員会の議を経て、学部長が行う。

第5 単位の認定の結果は、単位認定書により本人に通知する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。